

第24課 法人の設立と消滅

法人は、設立によって誕生し、存続中にはその目的に沿って活動を行い、解散によって消滅する。ここでは、法人の設立と解散について考えてみよう。

日本の法律では、法人は法律の定めるところによってのみ設立が可能である（民法第33条）。どのような規律のもとで法人の設立を認めるかについては、法人の種類や性質によって様々な規制のしかたがあり、規制の厳しいものから順に、**特許主義**、**許可主義**、**認可主義**、**認証主義**、**準則主義**、**自由設立主義**に分類され、また、特殊な法人については**強制主義**が採られる場合もある。民法上の公益社団法人、公益財団法人については許可主義が採用されており、営利社団法人である会社については準則主義が採られている。

設立は、民法上の社団法人（公益社団法人）の場合には、設立者となる複数の人が定款を作成した上、主務官庁に設立許可申請をし、その許可を得ると法人として成立する。そして、これを対外的に公示するために法人登記がなされる。財団法人の場合には、設立者が一定の財産の寄附を行うとともに「寄附行為」という根本規則を作成し、社団法人の場合と同じく主務官庁に許可申請をし、許可を得て成立する。そして、登記が必要なことも社団法人の場合と同じである。一方、会社など営利社団法人の場合には、商法の規定が適用され、設立は、定款の作成と登記によって行われる。

このようにして設立された法人は、定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生、法人の目的である事業の成功又は不能、破産、及び設立許可の取消（民法第68条第1項）、社団法人の場合の総会での解散決議、社員の欠亡（同第2項、第69条）によって**解散**し、**清算**に入る。つまり、解散に伴う後始末に入るのである。

清算段階に入ると、法人は、本来の事業目的に向けての活動はできなくなり、清算の目的のためにのみ存続し、権利能力を有する。従来の理事は職務権限を失い、代わって「**清算人**」が清算法人の能力の範囲内で事務執行をし、法人を代表する。そして、清算手続きが修了すると、清算人が主務官庁に清算終了の届出を行い、法人は完全に消滅する。会社の場合には、清算終了の登記をもって、法人として消滅する。

重要語句

a **特許主義、許可主義、認可主義、認証主義、準則主義、自由設立主義**

- ① **特許主義**・・法人の設立に特別な立法を必要とする主義。日本銀行、日本輸出入銀行などのいわゆる特殊法人に適用されている。
- ② **許可主義**・・設立を許可するかどうかを主務官庁の裁量に委ねる主義。本文にあるように、民法上の公益社団法人、公益財団法人につきこの主義が採用されている。
- ③ **認可主義**・・法律の定める要件を具備して主務官庁の認可を受けさせる主義。一定の要件を満たすと、主務官庁は認可をしなければならない点で許可主義と異なる。
- ④ **認証主義**・・法人格取得に際して、設立に必要な書類に所轄官庁の認証を要する主義。
- ⑤ **準則主義**・・法律に定める一定の組織を具備したときに、許可や認可を待たず、当然に法人とする主義。この場合には組織内容の公示のために登記あるいは登録が必要とされるのが通常である。
- ⑥ **自由設立主義**・・文字通り、何ら法的な要件を課すことなく、自由に法人の成立を認める主義。日本では採用されていない。

b **強制主義**

ある団体が国家や社会一般の利害に重要な意味を持つ場合に、国家がその法人への加入を強制することがあり、これを強制主義という。日本では、弁護士会、健康保険組合などがその例である。

c **解散**

法人がその目的遂行のための活動を終え、既存の法律関係の整理と残余財産の処理のための手続に入ること。

d **清算**

法律関係の整理と残余財産の処理手続をいう。清算にはいると、清算人が、現在の業務を終了させ、債務の弁済と債権の取り立てと行い、定款や寄附行為などで定められたところに従って、残った財産の分配などを行う。なお、債務超過の場合には、破産に関する手続が適用されうる。

e **清算人**

破産の場合を除き、清算人は、定款や寄附行為あるいは社員総会で別段の定めをしない限り、理事がその職務にあたる。